

いのちを守る広報啓発業務委託
に係る企画提案募集要項

令和 3 年 4 月

山梨県福祉保健部 健康増進課

1 実施の目的

自殺者数の半数を占める 20 歳代～50 歳代は新型コロナウイルスとの共存による就労環境の変化による影響を直接受ける世代であり、このハイリスクの世代に直接的に働き掛ける対策を強化する必要がある。

このため、インターネットの検索サイトやニュースアプリに、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介するディスプレイ広告等を活用し、相談窓口の周知を図る。

また、自殺願望を有する人は、心の中では「死にたい」という気持ちと、「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

SNS における「死にたい」「消えたい」「生きていたくない」等の書き込みの中には、こうしたサインに該当するものもあると言われていることから、SNS の投稿から自殺の危険を示すサインを捉え、相談窓口へ誘導する。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
いのちを守る広報啓発業務
- (2) 業務内容
別添「いのちを守る広報啓発業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）
- (3) 委託料上限額
金 2, 7 0 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 広告掲載期間
準備が整い次第（遅くとも令和 3 年 6 月 1 日）～令和 4 年 3 月 3 1 日

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 3 年 4 月 8 日（木） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 3 年 4 月 2 1 日（水） |
| (3) 質問回答 | 令和 3 年 4 月 2 3 日（金） |
| (4) 企画書の提出期限 | 令和 3 年 4 月 2 8 日（水） |
| (5) 審査委員会 | 令和 3 年 5 月 1 2 日（水） |

4 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成 1 4 年 2 月 2 8 日山梨県告示第 6 4 号）に規定する物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登録されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切な者であると認めら

れる者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（公郵手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和3年4月8日（木）～4月21日（水）
- (2) 提出先 山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「いのちを守る広報啓発事業企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和3年4月23日（金）までに山梨県福祉保健部健康増進課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>）に掲載する。

6 企画書の提出について

当業務の受託を希望する者は、次により必要書類を持参又は郵送で提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 提案者の概要がわかる資料（定款、寄付行為、パンフレット等）
 - ウ 物品等競争入札参加資格審査結果通知書（4の（2）に該当することの証明書類）の写し。
 - エ 誓約書（様式第2号）
- (2) 提出部数
 - 企画提案書：10部
 - 企画提案書以外：1部
- (3) 提出期限
令和3年4月28日（水）午後5時まで必着（郵送の場合も同様とします。）
- (4) 企画提案書類作成上の注意点
別添「いのちを守る広報啓発業務企画提案書作成における留意事項」を参照すること。
- (5) 提出先及び問い合わせ先
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
（電話）055-223-1495 （FAX）055-223-1499

7 審査方法・基準

審査にあたってはプレゼンテーションを行わず、提出された企画提案書の内容において審査する。審査委員会開催日には、内容に疑義がある場合に問い合わせることがあるので対応できる体制を確保しておくこと。

- ①審査は、本県職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
- ②企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い者を契約締結候補者として選定する。
- ③総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。
- (2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

9 契約の締結等

- (1) 7により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

10 連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階
山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
電話 055-223-1495
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

企画提案評価基準表

| 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
|-------------|---|-----|
| 業務理解度 | 委託事業を十分理解の上、提案しているか。 | 1 0 |
| ディスプレイ広告 | 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 | 1 5 |
| Twitter 広告 | 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 | 1 5 |
| 山梨いのちの日等の周知 | 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 | 1 5 |
| その他の提案 | 提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 | 1 0 |
| 実績 | 過去の実績から効果的な事業の実施が期待できるか。 | 1 5 |
| 価格 | 配点×（広告出稿費の提案額／全提案のうち広告出稿費の最高額） | 2 0 |